

法律名	肥料取締法
施行年	昭和25年 H12年改正
目的	この法律は、肥料の品質を保全し、その公正な取引を確保するため、肥料の規格の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与することを目的とする（第1条）。
対象者	肥料の生産業者、輸入業者、販売業者（第2条）
規制対象事業規模	特になし
規制内容	<p>食品残差などを原材料として肥料を製造するバイオマス事業は、製品としての肥料に関するこの法律の規制を受ける。肥料とは、「植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壤に化学的变化をもたらすことを目的として土地に施されるもの、植物の栄養に供することを目的として植物に施されるもの」と定義されている（第2条）。</p> <p>肥料の分類は普通肥料（特殊肥料以外）と特殊肥料（米糠、堆肥、その他）の2種類（第2条）。</p> <p>公定規格をクリアーするか、品質を表示しなければならない</p> <p><u>普通肥料</u>については、その種類ごとに、含有すべき主成分の最大値又は最小値、含有を許される有害物質の最大量、その他必要な事項が公定規格として定められている（第3条、省令で詳細）ので、その基準をクリアーしなければならない。</p> <p><u>特殊肥料</u>については、「堆肥（汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く）、動物の排泄物」（施行令第6条）という政令で定められた分類ごとに定められた、「主要な成分の含有量、原料、その他品質に関し表示すべき事項、表示に際して生産業者、輸入業者、販売業者が尊守すべき事項」（第2条の2）に即して、表示しなければならない。</p> <p>生産する場合登録・届け出をしなければならない</p> <p><u>普通肥料</u>を新たに生産しようとする者は、農林水産大臣、又は都道府県知事に登録しなければならない（第4条）。バイオマス領域の普通肥料は、「汚泥を原料として生産される普通肥料、その他その原料の特性から見て銘柄ごとの主要成分が著しく異なる普通肥料であって有害成分を含有するおそれが高いもの」（第4条）「下水汚泥肥料／屎尿汚泥肥料／工業汚泥肥料／混合汚泥肥料／焼成汚泥肥料／汚泥発酵肥料／水産副産物発</p>

「酵肥料」(施行規則第一条の2)とその他の普通肥料に該当し、前者は農林水産大臣への登録、後者は都道府県知事への登録となる

登録項目は両者同じで、氏名・住所 / 肥料の種類・名称 / 保証成分量その他の規格 / 生産事業所の名称・所在地 / 保管施設の所在地植物への害に関する栽培試験結果(特定の肥料のみ)など(第6条)。

特殊肥料を生産する場合は、生産予定者・輸入予定者は事業開始の2週間前までに生産事業所・輸入場所を管轄する都道府県に、氏名・住所・肥料名称・事業場の名称/住所、保管施設住所を届け出なければならない(第22条)。

販売をする場合は、販売する事業所ごとに、販売開始2週間以内に、氏名・住所 / 販売事業所の所在地 / 保管施設の所在地を、都道府県知事に届け出なければならない(第23条)。

食品廃棄物を原材料として肥料の製造を行う場合で、食品リサイクル法の登録再生事業者となった場合は、この登録・届け出は不要(食品リサイクル法第21条)

備考	・この法律は肥料の取引・流通の際の公正確保を狙ったもので、自家消費する場合は適用されない。起業するにあたって、実験的に生産し、限られた場所で効果を検証する分には関係ない
資源分類	製材工場等残材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	肥料・コンポスト
ビジネスプロセス	事業計画、施設計画、運営管理(製品規格、品質管理)、販売(製品成分表示)
関連法	食品リサイクル法